D　航空運送料

第三十四条　航空運送料に関する基本料金率及び規定

1　航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認し、及びこの条約の施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、この条約の施行規則の規定に従って計算する。

2　閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、この条約の施行規則に定める。

3　全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1　閉袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2　開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4　3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。

5　名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先郵袋及び航空郵袋につき、これらの郵袋に包有される郵便物が航空路によって継送されるか否かを問わず、均一とする。

6　もっとも、名宛側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用、内国料金又は第二十九条に定める自己申告料率を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は、行われない。

7　名宛側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用、内国料金又は第二十九条に定める自己申告料率を基礎として到着料が計算される全ての郵袋の重量を考慮に入れない。

E　勘定の決済

第三十五条　国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

1　この条約に従って実施された業務に係る勘定の決済及び支払（郵便物の運送（配達を含む。）のための決済及び支払、名宛国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。）は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

2　指定された事業体は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの保全性を確保するため、この条約に従って実施される業務について支払を行う。

F　継越料、航空運送料及び割当料金の額の決定

第三十六条　継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1　郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1　一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2　航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3　到着小包（ＥＣＯＭＰＲＯ小包を除く。）の取扱いのための到着の陸路割当料金

1.4　仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5　小包の海路運送のための海路割当料金

1.6　小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

2　改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第八部　任意の業務

第三十七条　ＥＭＳ業務及び統合された物流管理業務

1　加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1　書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるＥＭＳ業務。この業務は、ＥＭＳ標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。

1.2　利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

第三十八条　電子郵便業務

1　加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。

1.1　指定された事業体が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物

1.2　電子的な通信文の差出しについての証明及び配達についての証明並びに認証された利用者の間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物

1.3　一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証

1.4　認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱

第九部　最終規定

第三十九条　この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1　この条約に関する議案であって大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であって出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であって投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。

2　この条約の施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3　この条約及びその最終議定書に関する議案であって大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1　改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.2　規定の解釈に関する議案については、投票の過半数